

利益相反管理方針の概要

平成 21 年 6 月 1 日

アイ・キャピタル証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社または当社の友好グループの会社とお客さまの間、ならびに、当社または当社の友好グループの会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行するため、法令等に従い利益相反管理方針（以下「本方針」といいます）を策定いたしましたので、「本方針」の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

（1）対象取引

本方針の対象となる利益相反のおそれのある取引は、当社または当社の友好グループの会社が行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。

「利益相反」は、当社または当社の友好グループの会社とお客さまの間の利益相反、または当社または当社の友好グループの会社のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。

（2）判断する事情

当社では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（「対象取引」）に該当するか否かを特定する上においては、以下の事情を検討いたしますが、これらに限りません。

- ① お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合
- ② お客さまの犠牲により、当社または当社の友好グループの会社が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ③ お客さまとの取引の結果、お客さまの利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- ④ お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘因がある場合
- ⑤ お客さまと同一の業務を行っている場合
- ⑥ お客さま以外の者から、お客さまとの取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、または将来得ることになる場合
- ⑦ お客さまから得た情報を利用して行う取引である場合

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社および当社の友好グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

2. 類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かがきまるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当社	お客さまと当社他のお客さま
利害対立型	お客さまと当社または友好グループの会社の利害が対立する取引	お客さまと当社または友好グループの会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社または友好グループの会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社または友好グループの会社の他のお客さまとが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または友好グループの会社が利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または友好グループの会社の他のお客さまが利益を得る取引

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および以下に掲げる当社の友好グループの会社のうち②及び③となります。

- ① アイ・キャピタル・ホールディングス株式会社（持株会社）
- ② アイ・キャピタル・エステート株式会社（貸金業等）
- ③ アイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（投資運用業等）
- ④ アイ・キャピタル・ソリューションズ株式会社（不動産鑑定業等）

4. 利益相反管理の方法

当社は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、当社と友好グループの会社全体の情報を含めて集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知・徹底いたします。

- (1) 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- (2) 対象取引および当該お客さまとの取引の一方または双方の条件または方法の変更
- (3) 対象取引または当該お客さまとの取引の一方の中止
- (4) お客さまへの利益相反の開示とお客さまの同意
- (5) 情報共有者に対する監視

以上につき、ご不明な点がございましたら、当社、法務・コンプライアンス部（03-6225-2001）までご連絡ください。

（注）平成 21 年 6 月 30 日改定